

目標Ⅱ

男女が働きやすい環境づくり

目標の 趣旨

就労は、市民生活において大きなウエイトを占める活動であり、職場における男女平等の実現や、男女共同参画の実践は重要な課題となります。

雇用型の職場においては、雇用、職種、待遇、昇進等における男女平等のほか、方針決定の場に男女が共同参画する必要があります。また、仕事と育児・介護等との両立への支援も必要となります。

一方、自営業等に従事する女性に対しては、家事等も含めた日常生活における男女の負担の差を解消する必要があるとともに、女性自身の経済的自立や、年金等の社会保障の充実など女性の立場を保護する取組が必要です。

《目標Ⅱの体系》

II 男女が働きやすい環境づくり

1. 働く場における男女平等の促進

- ①雇用等の男女平等
- ②自営業等に従事する女性の労働条件の改善

2. 仕事と育児・介護等との両立支援

- ①育児・介護等との両立支援策の充実
- ②情報提供の充実

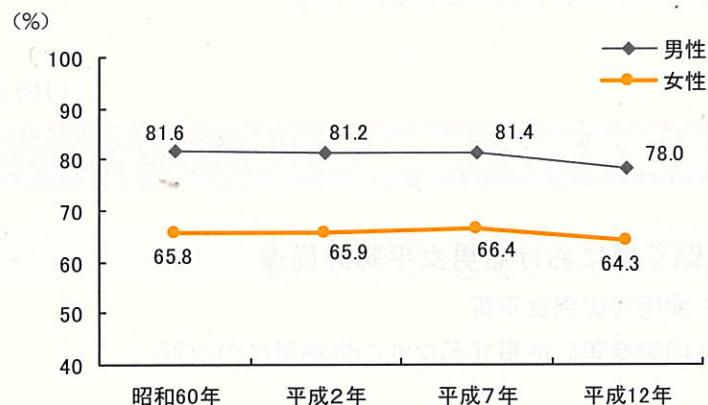
1. 働く場における男女平等の促進

現況と課題

今日、男女雇用機会均等法や労働基準法などの各種法令により、雇用、待遇、職種などにおける男女平等が義務づけられていますが、依然、様々な面において男女差がみられ、職場における男女平等は実現されているとは言いがたい状況にあります。また、自営業等に従事する女性の場合、仕事と家事との区別なく働き続けることや、就労条件等が不明確であるなどの課題も残されています。

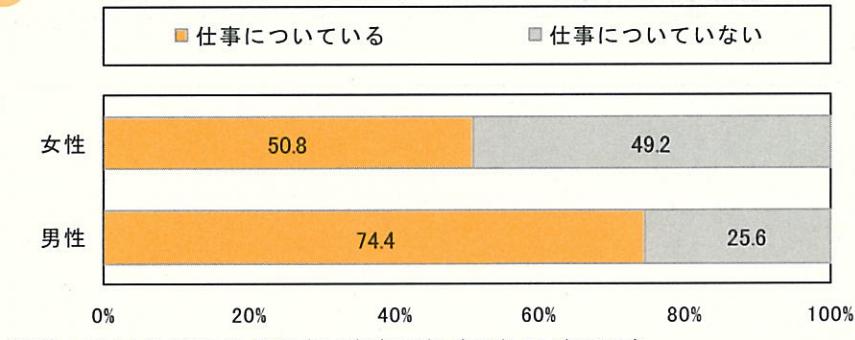
こうした状況を改善し、働く場すべてにおいて男女平等が実現されるよう、市民や事業者への継続的な働きかけが必要です。

性別就労率の推移



資料：国勢調査

職業の有無



資料：男女共同参画社会の市民意向調査（平成15年3月）

農家世帯員の就業状況

| 区分 | | 計 | 自営農業だけに従事 | 自営農業が主 | 他の仕事が主 | 他の仕事だけに従事 | 仕事に従事しなかった |
|----|-----|-------|-----------|--------|--------|-----------|------------|
| 女性 | (人) | 1,829 | 915 | 30 | 367 | 160 | 357 |
| | (%) | 100.0 | 50.0 | 1.6 | 20.1 | 8.7 | 19.5 |
| 男性 | (人) | 1,740 | 517 | 47 | 856 | 141 | 179 |
| | (%) | 100.0 | 29.7 | 2.7 | 49.2 | 8.1 | 10.3 |

資料：2000年世界農業センサス

施策の
方 向

| 施 策 の 方 向 | 主な担当課 |
|----------------------|---|
| ①雇用等の男女平等 | ◆男女雇用機会均等法、労働基準法などの趣旨の周知を図り、適切な運用を働きかけ、募集、採用、賃金、昇進等における男女平等の実現をめざします。 |
| | ◆パートタイマー・派遣労働者の就労条件向上のため、パートタイム労働法や労働者派遣法などの周知を図り、多様な形で就労できる環境づくりに努めます。 |
| ②自営業等に従事する女性の労働条件の改善 | ◆農業者の経済的自立や老後の生活の安定を確保するため、家族経営協定の締結や、農業者年金への加入を促します。 |
| | ◆自営業等で働く女性が、仕事と家事との区別なく働き続けることがないように、労働条件や待遇等の明確化を図るため、家内労働法の周知などに努めます。 |

2. 仕事と育児・介護等との両立支援

現況と課題

就労を通じた女性の自己実現を支援するためには、仕事と育児・介護等との両立への具体的な支援が不可欠です。今日、その具体策として、育児・介護休暇制度がありますが、制度が十分活用され、機能しているとは言いがたいのが現状です。この制度の定着をはじめ、仕事と育児・介護等との両立支援には企業等の取組が不可欠です。様々な企業の取組事例を収集し紹介するなどの情報提供や、ファミリーフレンドリー企業の顕彰などにより、企業の取組を促す必要があります。




**施策の
方 向**

| 施 策 の 方 向 | 主な担当課 |
|-------------------|--|
| ①育児・介護等との両立支援策の充実 | <p>◆子育てをしながら働く男女を支援するため、延長保育、0歳児保育、障害児保育、病後児保育、児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業などのサービスの充実に努めます。</p> |
| | <p>◆保育サービスの受け入れ体制を充実し、待機児童の解消を図り、子育てを支援する環境を整備します。</p> |
| | <p>◆必要に応じた利用ができるよう、保育サービス・介護サービスなどの周知を進めるとともに、サービスの質の向上を図ることで、安心して利用できる環境づくりに努めます。</p> |
| ②情報提供の充実 | <p>◆仕事と家庭の両立を支援しているファミリーフレンドリー企業の顕彰や、男女共同参画に関する企業の取組状況等の調査及び、その情報提供などを通じて、企業の取組を促します。</p> |
| | <p>◆働く女性や働きたい女性への子育て支援や経済的支援策の情報提供する体制を整備します。</p> |